

平成30年度版 すぎなみの介護保険

(平成29年度実績)



はじめに

介護保険制度は、平成12年の創設から17年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。

こうした中、団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据え、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に公布されました。この法改正では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るための「地域包括システムの深化・推進」と、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするための「介護保険制度の持続可能性の確保」がポイントとなっています。

杉並区においては、法改正の趣旨を踏まえ、「第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）」を策定しました。高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等の予防・軽減・悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、区は、より一層保険者としての機能を発揮して、地域ケア会議の推進や、総合事業の充実など、自立支援・重度化防止に向けて主体的に取り組んでまいります。

このたび発行する「平成30年度版すぎなみの介護保険（平成29年度実績）」は、介護保険事業をご理解いただくための一助として、前年度の事業概要をまとめたデータブックです。介護保険に関わる多くの方々にご高覧いただき、杉並区の介護保険事業の現状と課題をご理解いただく機会になれば幸いです。

平成30年9月

杉並区保健福祉部介護保険課

目次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
	(1) 要介護(要支援)認定の申請	3
	(2) 認定調査	3
	(3) 要介護認定調査従事者研修	4
	(4) 認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	9
	(1) 介護保険負担割合証	9
	(2) サービスに要する経費(保険給付費)	9
	(3) 給付の適正化	11
	(4) 居宅介護(介護予防)サービスの利用	11
	(5) その他の居宅介護(介護予防)サービスの利用	12
	(6) 施設サービスの利用	14
	(7) 地域密着型サービスの利用	15
	(8) 介護(介護予防)サービス利用者数の推移	16
4	各種軽減制度及び助成事業	17
	(1) 高額介護(介護予防)サービス費	17
	(2) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費	18
	(3) 利用者負担額の減免	19
	(4) 特定入所者介護(介護予防)サービス費	19
	(5) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額(特定負担限度額)減額	20
	(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業	21
	(7) 住宅改修支援助成事業(ケアマネジャー等支援事業)(区制度)	21
	(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	21
	(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成(区制度)	22
	(10) 家族介護慰労金事業	22
	(11) 介護保険サービス利用者負担額助成事業(区制度)	23

5	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	24
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	24
	(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業）	25
6	介護保険料	28
	(1) 第1号被保険者	28
	(2) 第2号被保険者	30
7	介護保険財政	31
8	介護保険運営協議会	34
9	介護保険相談	37
10	介護サービス事業者への支援	38
	(1) 介護サービス従事者研修	38
	(2) ケアマネジャー支援事業	38
	(3) NPO等介護保険事業者資金貸付	39
	(4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業	39
	(5) 就職面接会・相談会の実施	40
	(6) 新規開設介護事業所の求人広告経費等補助金交付事業	40
	(7) ICT機器等導入経費補助金交付事業	40
	(8) 介護職員初任者研修受講料助成事業	41
	(9) 介護保険サービス事業者連絡会	41
11	地域密着型サービス事業者の指定	42
12	介護サービス事業者の指導	43
	(1) 実地指導等の状況	43
	(2) 集団指導	43
13	広報普及活動	44
14	介護保険制度のあゆみ	45
	平成30年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）	49

1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録をしている 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と杉並区に住民登録をしている 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である「第 2 号被保険者」に区分されます。また、住所地特例により、杉並区から区外の住所地特例対象施設に住居を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

※ 住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方が、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の被保険者となる特例制度です。対象施設は以下のとおりです。

- i 介護老人福祉施設 ii 介護老人保健施設 iii 介護療養型医療施設 iv 有料老人ホーム
- v 養護老人ホーム vi 軽費老人ホーム vii サービス付高齢者向け住宅（下記の 2 つに限る）

① 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合 ② 有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合

※ 法改正により「サービス付き高齢者向け住宅」は住所地特例の対象となりました。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに入所した被保険者については、対象外となります。

※ i と iv の内、地域密着型サービスの施設（定員 29 人以下）は、住所地特例施設の対象外です。

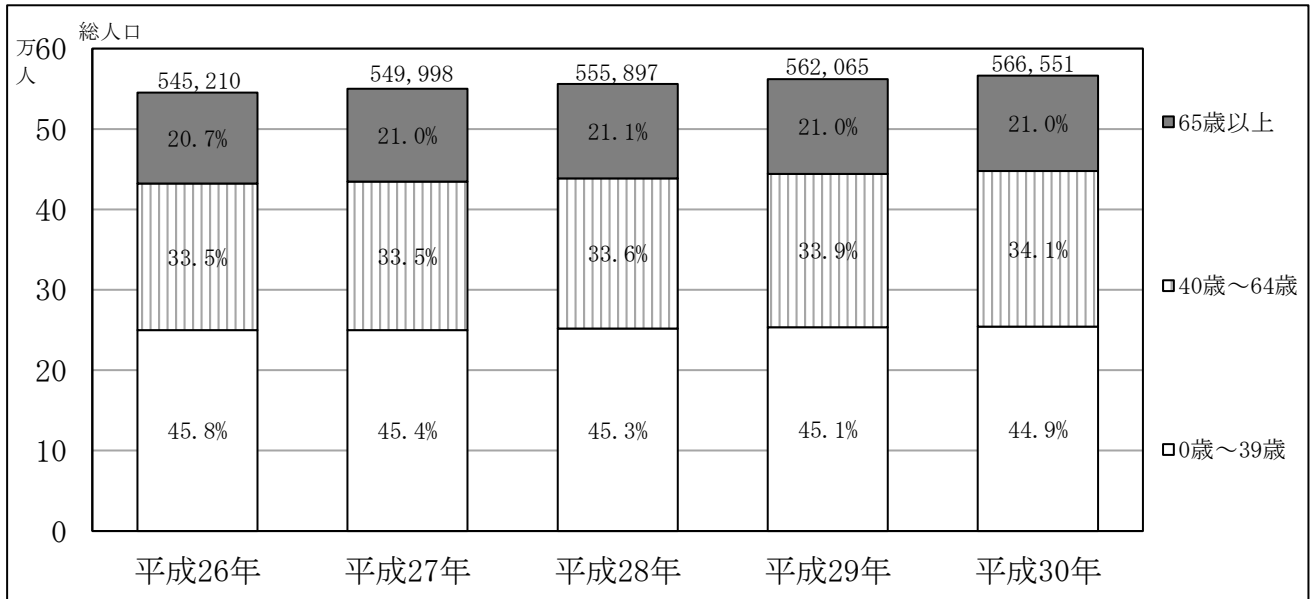
【杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況】

区 分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
総人口（人）	男	262,024	264,145	266,940	269,896	271,765
	女	283,186	285,853	288,957	292,169	294,786
	計	545,210	549,998	555,897	562,065	566,551
第 2 号被保険者（人） （40 歳以上 64 歳以下）	男	90,450	91,280	92,541	94,376	95,761
	女	92,022	93,191	94,368	96,068	97,664
	計	182,472	184,471	186,909	190,444	193,425
高齢者（人） （65 歳以上）	男	46,624	47,976	48,738	49,220	49,664
	女	66,239	67,577	68,423	68,781	69,167
	計	112,863	115,553	117,161	118,001	118,831
高齢化率（％）	男	17.79%	18.16%	18.26%	18.24%	18.27%
	女	23.39%	23.64%	23.68%	23.54%	23.46%
	計	20.70%	21.01%	21.08%	20.99%	20.97%
前期高齢者（人） （65 歳以上 74 歳以下）	男	25,846	26,786	26,981	26,864	26,778
	女	29,826	30,755	30,833	30,345	29,983
	計	55,672	57,541	57,814	57,209	56,761
後期高齢者（人） （75 歳以上）	男	20,778	21,190	21,757	22,356	22,886
	女	36,413	36,822	37,590	38,436	39,184
	計	57,191	58,012	59,347	60,792	62,070
第 1 号被保険者数（人）		113,568	116,275	118,017	118,971	119,886
被保険者のいる世帯数		84,378	86,228	87,423	88,155	88,934

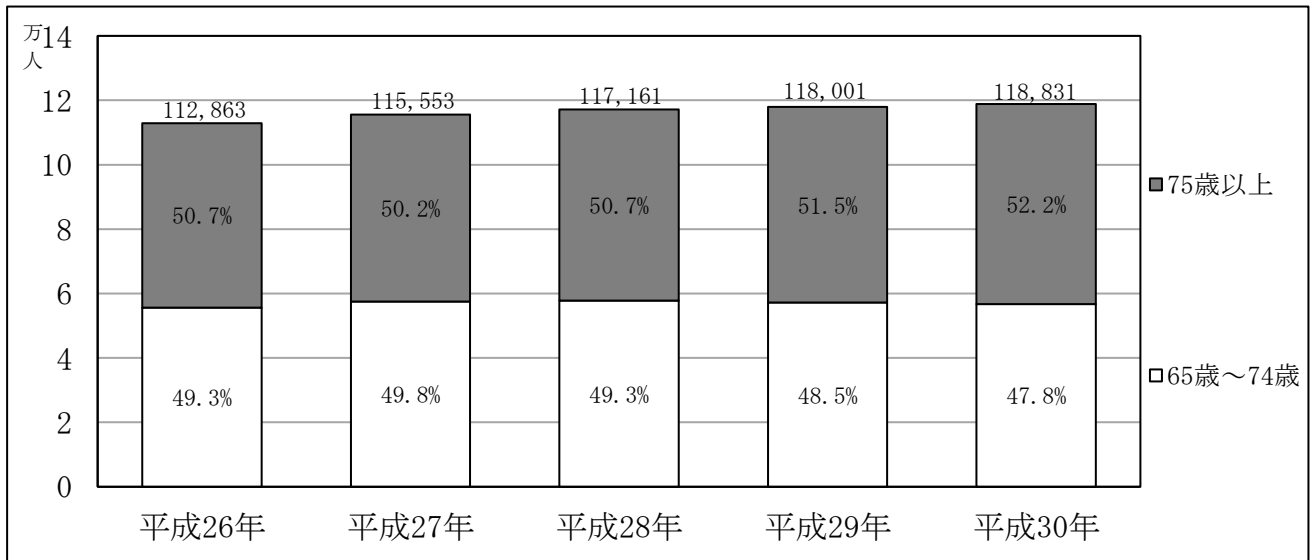
※ 人口は住民基本台帳の数値で、4 月 1 日現在数です。

※ 第 1 号被保険者数と第 1 号被保険者世帯数は、住所地特例被保険者を含む 3 月 31 日現在数です。

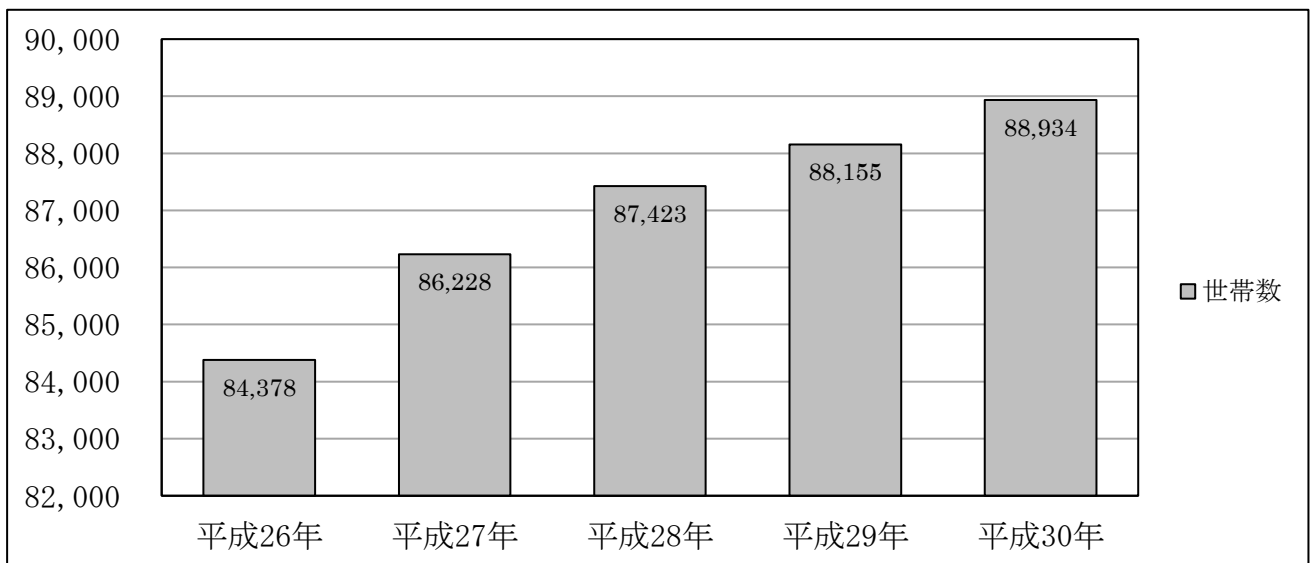
【杉並区の人口と高齢者の割合】



【高齢者の割合】



【第1号被保険者のいる世帯数】



2 要介護認定

(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所（介護保険課）・地域包括支援センター（ケア 24）で申請を受付けます。

【申請件数と認定審査会開催の状況】

(単位：件)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定申請件数	23,477	24,551	24,698	23,830	20,573
新規	7,011	6,958	7,084	6,937	7,410
転入	247	241	245	238	246
更新	14,041	15,181	15,148	14,463	10,626
区分変更	2,178	2,171	2,221	2,192	2,291
審査会開催回数	654	648	643	649	634

【平成 29 年度月別認定申請件数の内訳】

(単位：件)

区分	新規	転入	更新	区分変更	合計
4月	574	25	775	188	1,562
5月	653	23	777	201	1,654
6月	634	21	883	187	1,725
7月	629	13	785	160	1,587
8月	638	22	818	231	1,709
9月	587	23	810	196	1,616
10月	580	22	827	173	1,602
11月	610	20	678	196	1,504
12月	585	26	924	175	1,710
1月	665	14	1,160	191	2,030
2月	639	14	972	209	1,834
3月	616	23	1,217	184	2,040
合計	7,410	246	10,626	2,291	20,573

(2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【事業所別調査件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区 役 所	1,515	1,340	1,939	1,957	2,116
地域包括支援センター	2,429	2,763	3,031	2,618	1,377
社会福祉協議会	12,182	12,032	11,521	11,933	10,394
居宅介護支援事業所等	6,773	8,029	7,582	7,067	5,899
合 計	22,899	24,164	24,073	23,575	19,786

※ 3月末日までに調査票を受理した件数です。

(3) 要介護認定調査従事者研修

認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するため、必要な知識・技能の修得を目的として、研修を実施しています。

【平成 29 年度開催実績】

研 修 名	回 数	参加人数合計	備 考
新任研修	4 回	41 人	5・10・12・2 月開催

(4) 認定審査会及び認定結果

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。

判定の結果、要支援 1・2、要介護 1～5、非該当の要介護状態区分の認定がなされます。

【平成 29 年度認定審査会委員数】

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	64 人	44 人	47 人	155 人

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第 6 条で 200 人以内と定められています。

【審査会判定結果内訳】

(単位：件)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居 宅	非該当	325	362	427	393	309
	要支援 1	5,211	5,659	5,645	5,433	3,035
	要支援 2	2,668	2,645	2,493	2,189	1,164
	要介護 1	3,614	3,664	3,870	4,010	3,612
	要介護 2	1,945	1,939	1,933	1,898	1,733
	要介護 3	1,133	1,140	1,056	986	989
	要介護 4	717	756	750	729	739
	要介護 5	574	581	545	571	560
	小 計	16,187	16,746	16,719	16,209	12,141
施 設	非該当	42	31	49	55	29
	要支援 1	353	433	435	447	308
	要支援 2	171	187	193	218	166
	要介護 1	859	992	1,005	1,022	1,003
	要介護 2	834	841	890	943	924
	要介護 3	882	1,009	995	1,046	1,037
	要介護 4	1,579	1,794	1,721	1,760	1,831
	要介護 5	1,737	1,778	1,749	1,760	1,731
	小 計	6,457	7,065	7,037	7,251	7,029
合 計	非該当	367	393	476	448	338
	要支援 1	5,564	6,092	6,080	5,880	3,343
	要支援 2	2,839	2,832	2,686	2,407	1,330
	要介護 1	4,473	4,656	4,875	5,032	4,615
	要介護 2	2,779	2,780	2,823	2,841	2,657
	要介護 3	2,015	2,149	2,051	2,032	2,026
	要介護 4	2,296	2,550	2,471	2,489	2,570
	要介護 5	2,311	2,359	2,294	2,331	2,291
	合 計	22,644	23,811	23,756	23,460	19,170

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【要介護・要支援認定者数の状況】

(単位：人)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 号被保険者	要支援	7,147	7,522	7,491	7,274	7,846
	要介護	15,467	15,814	16,260	16,529	16,559
	計	22,614	23,336	23,751	23,803	24,405
第 2 号被保険者	要支援	101	94	113	105	121
	要介護	338	333	329	328	338
	計	439	427	442	433	459
合 計	要支援	7,248	7,616	7,604	7,379	7,967
	要介護	15,805	16,147	16,589	16,857	16,897
	計	23,053	23,763	24,193	24,236	24,864

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

【平成 29 年度第 1 号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人)

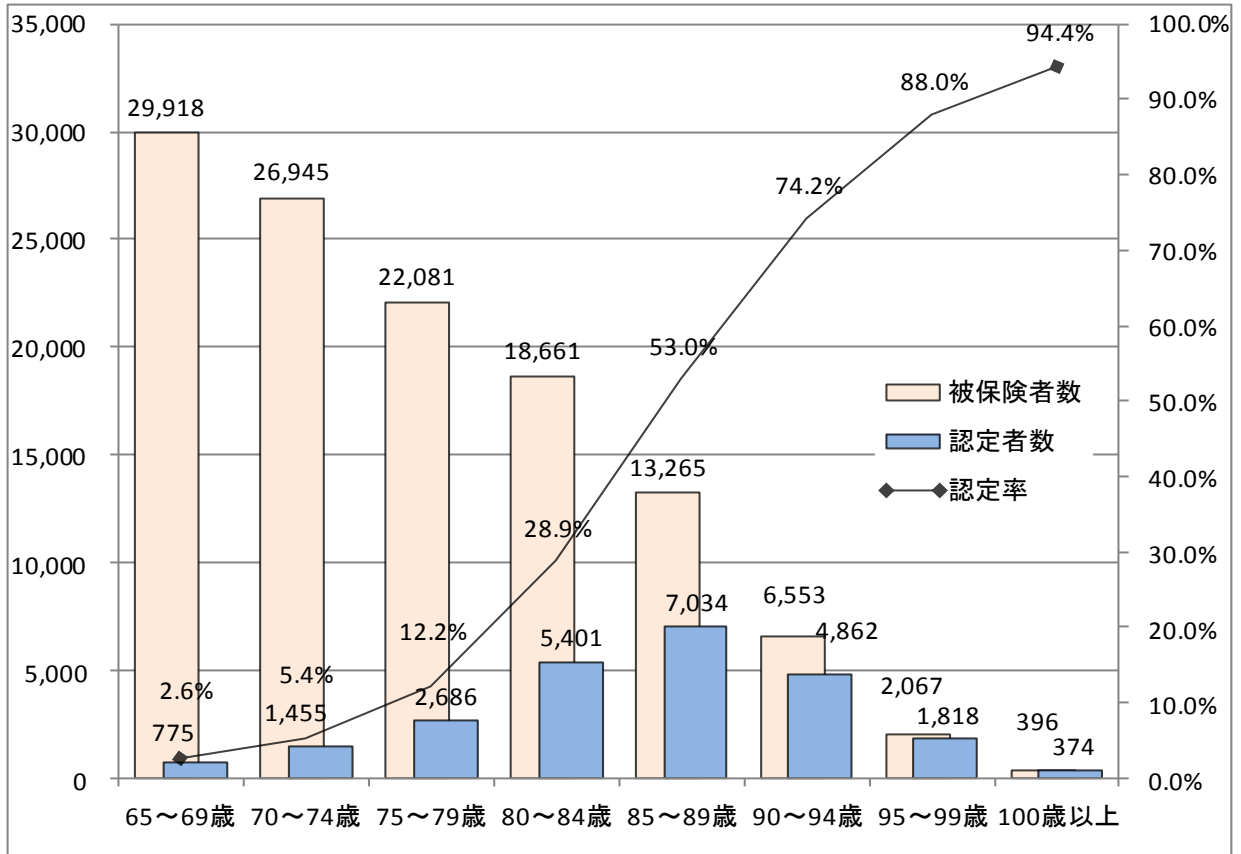
年 齢	被保険者数	要 支 援			要 介 護						合 計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	29,918	175	67	242	184	105	79	89	76	533	775
70～74	26,945	355	158	513	309	212	141	152	128	942	1,455
75～79	22,081	812	300	1,112	601	339	201	230	203	1,574	2,686
80～84	18,661	1,621	503	2,124	1,213	681	471	481	431	3,277	5,401
85～89	13,265	1,712	641	2,353	1,712	923	675	778	593	4,681	7,034
90～94	6,553	886	345	1,231	1,090	710	577	707	547	3,631	4,862
95～99	2,067	160	89	249	321	307	254	370	317	1,569	1,818
100 以上	396	15	7	22	45	36	66	106	99	352	374
合 計	119,886	5,736	2,110	7,846	5,475	3,313	2,464	2,913	2,394	16,559	24,405
被保険者との比率		4.78%	1.76%	6.54%	4.57%	2.76%	2.06%	2.43%	2.00%	13.81%	20.36%

※ 平成 30 年 3 月末日現在の数値です。

【平成 29 年度前期高齢者、後期高齢者の要介護認定率】

年 齢	65～74 歳		75 歳以上	
	要支援	要介護	要支援	要介護
人 数	755	1,475	7,091	15,084
被保険者数	56,863		63,023	
認定率 (区分ごと認定人数/被保険者数)	1.3%	2.6%	11.3%	23.9%
認定率(認定人数/被保険者数)	3.9%		35.2%	

【平成 29 年度第 1 号被保険者人口と要介護認定率（年齢階層別）】



【平成 29 年度第 2 号被保険者年齢別認定者の内訳】

（単位：人）

年齢別	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44	3	2	5	2	3	0	1	1	7	12
45～49	7	3	10	12	8	4	3	3	30	40
50～54	13	9	22	14	21	6	7	9	57	79
55～59	23	12	35	17	24	16	15	16	88	123
60～64	26	23	49	40	45	21	22	28	156	205
合計	72	49	121	85	101	47	48	57	338	459

※ 平成 30 年 3 月末日現在の数値です。

※ 第 2 号被保険者対象者数（平成 30 年 4 月 1 日現在）は、193,425 人（男 95,761 人・女 97,664 人）です。

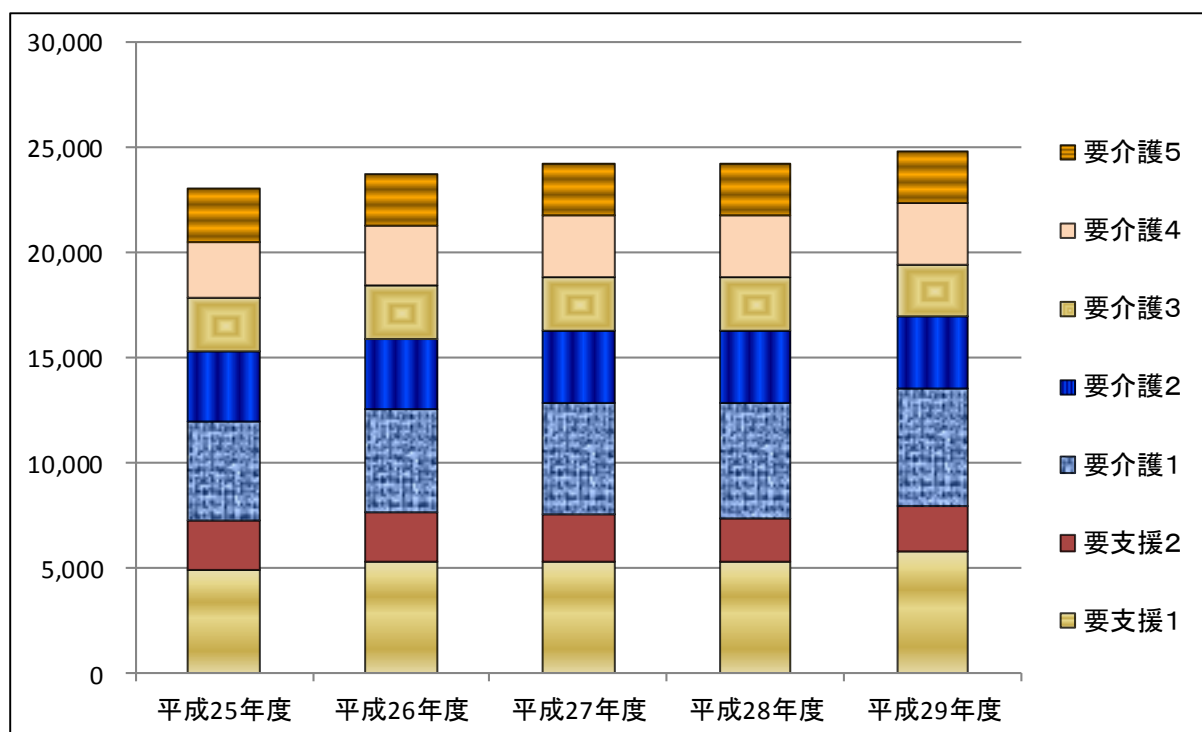
【被保険者介護度別認定者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	4,873	5,278	5,333	5,279	5,808
要支援 2	2,375	2,338	2,271	2,100	2,159
小 計	7,248	7,616	7,604	7,379	7,967
要介護 1	4,720	4,933	5,259	5,493	5,560
要介護 2	3,370	3,349	3,385	3,466	3,414
要介護 3	2,556	2,532	2,604	2,519	2,511
要介護 4	2,659	2,856	2,892	2,884	2,961
要介護 5	2,500	2,477	2,449	2,495	2,451
小 計	15,805	16,147	16,589	16,857	16,897
合 計	23,053	23,763	24,193	24,236	24,864

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

【被保険者介護度別認定者数の状況】



3 介護保険サービスの利用

介護保険サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（介護予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担の割合は1割または2割（※一定以上所得者）で、残りの9割または8割は保険給付されます。

※ 一定以上所得者とは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者（65歳以上）の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合は280万円以上、2人以上の場合は346万円以上の方です。以下、利用者負担及び保険給付の割合は同様になります。

(1) 介護保険負担割合証

要支援・要介護の認定を受けている方を対象に「介護保険負担割合証」を交付します。「介護保険負担割合証」の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

また、新規で要介護（要支援）認定の申請をした方にも、「介護保険負担割合証」を郵送により交付します。

【負担割合証の交付状況（平成29年8月1日現在）】

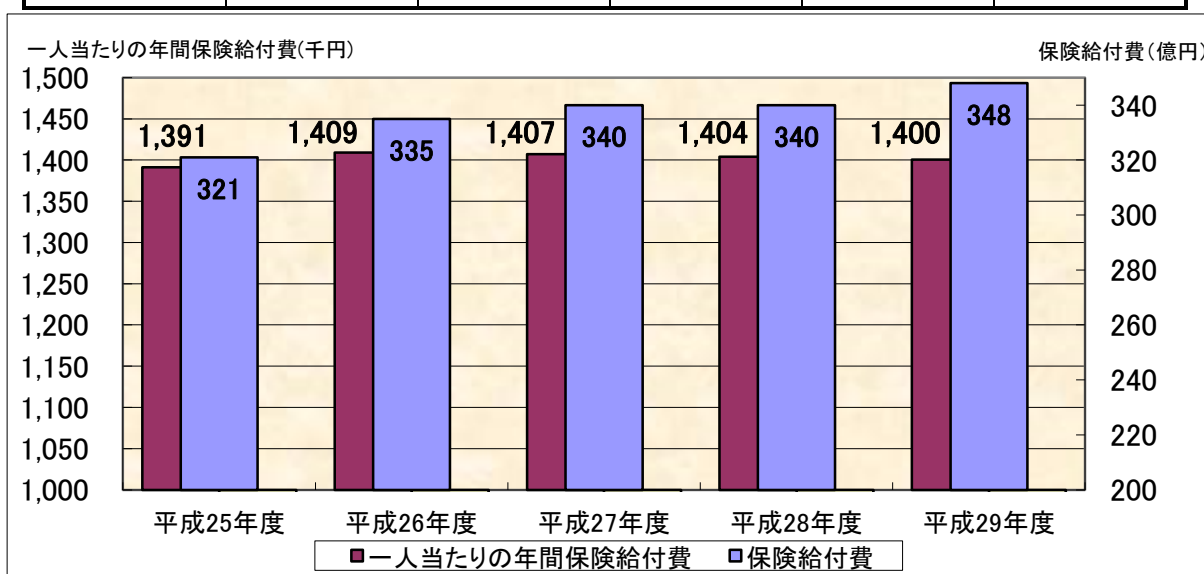
総数 25,670名【内訳：1割負担 20,184名、2割負担 5,486名】

(2) サービスに要する経費（保険給付費）

介護（介護予防）サービス費や高額介護サービス費等の合計である保険給付費の状況は、下記のとおりです。なお、地域支援事業に要する費用は含まれません。

【保険給付費の状況】

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費	321億円	335億円	340億円	340億円	348億円



※ 一人当たりの年間保険給付費とは保険給付費／要介護・要支援認定者数です。

【平成 29 年度サービス別保険給付費の状況】

種 類		現物給付		償還払い		合 計		
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
居宅介護（介護予防）サービス給付費		433,934	18,368,669,701	0	0	433,934	18,368,669,701	
	訪問介護	60,824	3,629,211,845	0	0	60,824	3,629,211,845	
	訪問入浴介護	4,474	287,158,083	0	0	4,474	287,158,083	
	訪問看護	37,251	1,520,723,609	0	0	37,251	1,520,723,609	
	訪問リハビリテーション	3,858	152,524,887	0	0	3,858	152,524,887	
	居宅療養管理指導	124,558	881,971,112	0	0	124,558	881,971,112	
	通所介護	45,930	3,138,992,316	0	0	45,930	3,138,992,316	
	通所リハビリテーション	11,385	557,727,515	0	0	11,385	557,727,515	
	福祉用具貸与	99,348	1,187,458,043	0	0	99,348	1,187,458,043	
	短期入所 計	13,403	1,055,124,356	0	0	13,403	1,055,124,356	
		短期入所生活介護（特養等）	11,543	898,262,967	0	0	11,543	898,262,967
		短期入所療養介護（老健）	1,858	156,729,146	0	0	1,858	156,729,146
		短期入所療養介護（療養型） ※特定診療費含む	2	132,243	0	0	2	132,243
		特定施設入居者生活介護	32,903	5,957,777,935	0	0	32,903	5,957,777,935
居宅介護（介護予防）サービス計画費		139,602	1,786,266,155	0	0	139,602	1,786,266,155	
施設介護サービス給付費		30,824	8,256,036,867	0	0	30,824	8,256,036,867	
	介護老人福祉施設サービス	21,420	5,543,287,090	0	0	21,420	5,543,287,090	
	介護老人保健施設サービス	7,566	2,069,119,175	0	0	7,566	2,069,119,175	
	介護療養型医療施設サービス ※特定診療費含む	1,838	643,630,602	0	0	1,838	643,630,602	
地域密着型介護（介護予防）サービス費		51,022	4,425,635,766	0	0	51,022	4,425,635,766	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,258	204,944,637	0	0	1,258	204,944,637	
	夜間対応型訪問介護	2,359	51,676,823	0	0	2,359	51,676,823	
	地域密着型通所介護	34,815	1,780,740,333	0	0	34,815	1,780,740,333	
	認知症対応型通所介護	5,317	576,015,996	0	0	5,317	576,015,996	
	小規模多機能型居宅介護	1,381	262,460,634	0	0	1,381	262,460,634	
	認知症対応型共同生活介護	5,606	1,465,231,630	0	0	5,606	1,465,231,630	
	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	
	看護小規模多機能型居宅介護 ※	286	84,565,713	0	0	286	84,565,713	
福祉用具購入費		0	0	1,839	56,817,679	1,839	56,817,679	
住宅改修費		0	0	1,743	145,122,035	1,743	145,122,035	
その他償還払い		0	0	1	43,854	1	43,854	
小 計		655,382	32,836,608,489	3,583	201,983,568	658,965	33,038,592,057	
高額介護サービス費		7,611	81,327,399	72,098	863,826,177	79,709	945,153,576	
高額医療合算介護サービス費		0	0	4,611	179,631,396	4,611	179,631,396	
特定入所者介護サービス費		18,080	617,059,934	0	0	18,080	617,059,934	
審査支払手数料		688,105	39,183,480	0	0	688,105	39,183,480	
合 計		1,369,178	33,574,179,302	80,292	1,245,441,141	1,449,470	34,819,620,443	

※ 平成 28 年 4 月から定員 18 人以下の小規模な「通所介護」が、「地域密着型通所介護」に移行しました。

※ 平成 28 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業がはじまり、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が「訪問型サービス」と「通所型サービス」として介護予防・生活支援サービス事業へ移行しました。

(3) 給付の適正化

介護給付の適正化を図るため、利用者へ介護給付費通知を発送します。

【取組状況】

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回 数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
件数 (1 回あたり)	約 15,800 件	約 16,100 件	約 17,000 件	約 20,000 件	約 17,000 件

(4) 居宅介護（介護予防）サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

【居宅介護（介護予防）サービス別利用件数の状況】

(単位：件)

サービスの種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	89,003	89,153	88,587	75,429	60,824
訪問入浴介護	5,846	5,365	5,072	4,768	4,474
訪問看護	28,749	30,774	33,321	35,831	37,251
訪問リハビリテーション	2,022	2,128	2,531	3,157	3,858
居宅療養管理指導	76,876	89,151	101,314	112,817	124,558
通所介護	88,181	97,230	104,220	63,021	45,930
通所リハビリテーション	8,852	9,483	10,170	10,996	11,385
福祉用具貸与	81,671	86,688	92,439	96,652	99,348
短期入所生活介護 短期入所療養介護	13,515	13,497	13,689	13,467	13,403
特定施設入居者生活介護	26,608	28,043	29,964	30,809	32,903
居宅介護支援	152,913	160,091	165,254	153,018	139,602

※ 平成 28 年 4 月から定員 18 人以下の小規模な「通所介護」が、「地域密着型通所介護」に移行しました。

※ 平成 28 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業がはじまり、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が「訪問型サービス」と「通所型サービス」として介護予防・生活支援サービス事業へ移行しました。

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【介護度別居宅介護（介護予防）サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	2,777(28)	3,066(26)	3,156(27)	1,465(20)	1,663(20)
要支援 2	1,719(35)	1,712(33)	1,666(37)	951(22)	995(23)
要介護 1	3,597(64)	3,876(74)	4,111(64)	4,382(63)	4,503(60)
要介護 2	2,736(66)	2,801(70)	2,828(66)	2,948(73)	2,906(81)
要介護 3	1,864(48)	1,825(45)	1,911(40)	1,874(35)	1,842(37)
要介護 4	1,575(37)	1,688(36)	1,717(32)	1,744(37)	1,740(33)
要介護 5	1,205(27)	1,179(27)	1,246(31)	1,266(35)	1,273(33)
合 計	15,473(305)	16,147(311)	16,635(297)	14,630(285)	14,922(287)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

(5) その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用

① 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の9割または8割（一定以上所得者）を償還払いにより支給します。

【福祉用具購入費の支給状況】

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援	件数	549	552	463	451	434
	金額(円)	12,121,894	12,407,573	11,101,651	11,958,079	10,626,754
要介護	件数	1,678	1,583	1,545	1,461	1,405
	金額(円)	48,852,097	48,116,498	48,013,137	44,641,139	46,190,925
合 計	件数	2,227	2,135	2,008	1,912	1,839
	金額(円)	60,973,991	60,524,071	59,114,788	56,599,218	56,817,679

【福祉用具購入費の特定福祉用具種目別一覧】

(単位：件)

福祉用具の種目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
腰掛便座	609	644	549	520	521
自動排泄処理装置の交換可能部品	4	4	5	1	1
簡易浴槽	0	0	0	2	0
移動用リフトのつり具の部分	11	8	8	8	12
入浴補助用具	1,642	1,646	1,515	1,447	1,352
特殊尿器	0				
合計	2,266	2,302	2,077	1,978	1,886

※上記「福祉用具の種目」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修（平成12年1月31日 老企三四）』の（別添）第一の2に明示されたものです。

※件数は、延べ件数になります。

※平成24年4月1日の法改正に伴い、特殊尿器は、購入対象用具から貸与用具に変更されました。これに伴い、2年経過した平成25年度末をもって消滅時効となりました。

② 住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居 20 万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の 9 割または 8 割（一定以上所得者）を償還払いにより支給します。

【住宅改修費の支給状況】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援	件 数	752	764	662	714	640
	金額 (円)	67,478,769	69,899,719	60,423,624	61,154,842	56,935,572
要介護	件 数	1,353	1,200	1,306	1,215	1,103
	金額 (円)	118,089,108	102,368,143	114,201,794	98,475,325	88,186,463
合 計	件 数	2,105	1,964	1,968	1,929	1,743
	金額 (円)	185,567,877	172,267,862	174,625,418	159,630,167	145,122,035

【住宅改修費の改修種類別一覧】

(単位: 件)

住宅改修の種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手すりの取付け	1,872	1,905	1,817	1,781	1,616
段差の解消	388	367	324	276	223
床材等の変更	82	62	73	94	94
扉の取替え	207	221	190	182	174
洋式便器などへの取替え	93	76	91	81	53
上記改修に付帯して必要となる改修	0	0	0	0	0
合計	2,642	2,631	2,495	2,414	2,160

※上記「住宅改修の種類」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修（平成 12 年 1 月 31 日 老企三四）』の（別添）第二 住宅改修に明示されたものです。

※件数は、延べ件数になります。

(6) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設におけるサービスとして3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
 - ◇ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
入所できるのは、原則、要介護3以上の方に限定されます。
ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められる場合があります。
- 介護老人保健施設 (老人保健施設)
 - ◇ 病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
- 介護療養型医療施設 (療養病床等)
 - ◇ 急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

【施設サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	1,635(10)	1,711(9)	1,736(10)	1,759(6)	1,835(10)
介護老人保健施設	659(9)	645(9)	629(5)	623(8)	657(7)
介護療養型医療施設	239(4)	178(5)	171(3)	161(4)	149(5)
総 数 ※	2,523	2,525	2,522	2,531	2,621

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

【介護度別施設サービス利用件数の状況】

(単位：件)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要介護1	145	154	150	116	118
要介護2	258	217	221	220	200
要介護3	479	488	476	463	490
要介護4	778	814	832	867	952
要介護5	863	852	843	865	861
総 数 ※	2,523	2,525	2,522	2,531	2,621

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1件と計上するため、介護度別の合計と一致しません。

(7) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護（支援）状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

【地域密着型サービス利用件数の状況】

(単位：件)

サービスの種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	577	602	791	912	1,258
夜間対応型訪問介護	2,299	2,588	2,537	2,554	2,359
地域密着型通所介護				31,306	34,815
認知症対応型通所介護	5,799	5,272	5,609	5,548	5,317
小規模多機能型居宅介護	557	739	707	980	1,381
認知症対応型共同生活介護	3,577	3,916	4,116	4,888	5,606
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	7	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	9	12	12	58	286

※ 平成 27 年 4 月から複合型サービスの名称が、看護小規模多機能型居宅介護に変わりました。

※ 平成 28 年 4 月から定員 18 人以下の小規模な「通所介護」が、「地域密着型通所介護」に移行しました。

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【地域密着型サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	1(0)	1(0)	2(0)	6(1)	6(2)
要支援 2	1(0)	2(0)	3(1)	3(0)	4(0)
要介護 1	172(4)	193(3)	222(2)	1,290(27)	1,437(30)
要介護 2	242(6)	244(5)	254(4)	933(28)	905(29)
要介護 3	267(1)	255(3)	252(2)	571(12)	576(14)
要介護 4	174(4)	205(1)	207(2)	427(13)	461(8)
要介護 5	168(4)	174(5)	181(7)	293(7)	310(8)
合 計	1,025(19)	1,074(17)	1,121(18)	3,523(88)	3,699(91)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

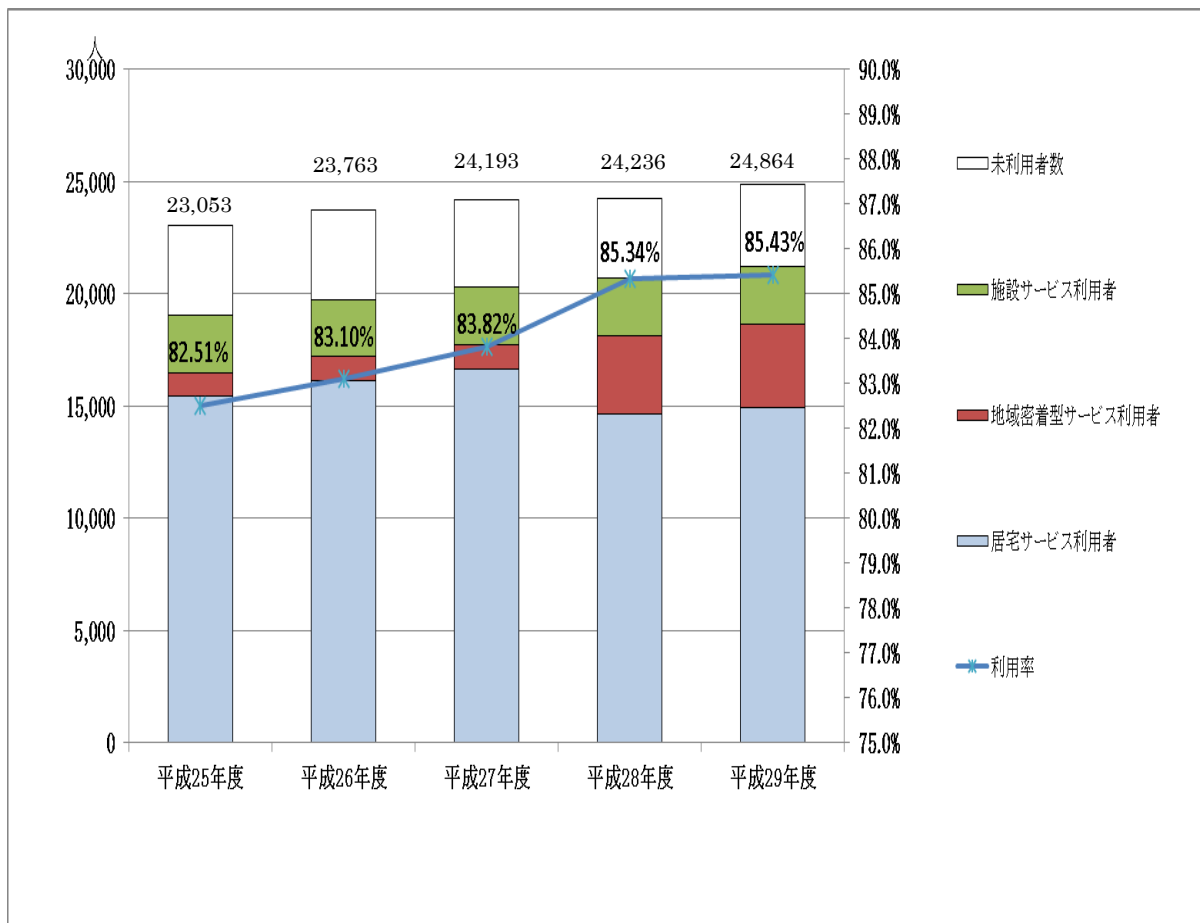
(8) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移

居宅介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者の合計と推移をみると、利用者数が増加するとともに、認定者数に比して、サービスを利用する割合も増加しています。

年度	認定者数	サービス利用者					未利用者	
		利用者		内訳			未利用者数	未利用率
		合計	利用率	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者		
平成25年度	23,053	19,021	82.51%	15,473	1,025	2,523	4,032	17.49%
平成26年度	23,763	19,746	83.10%	16,147	1,074	2,525	4,017	16.90%
平成27年度	24,193	20,278	83.82%	16,635	1,121	2,522	3,915	16.18%
平成28年度	24,236	20,684	85.34%	14,630	3,523	2,531	3,552	14.66%
平成29年度	24,864	21,242	85.43%	14,922	3,699	2,621	3,622	14.57%

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 各年度3月サービス利用者数（福祉用具購入・住宅改修のみの利用者を含まない）



4 各種軽減制度及び助成事業

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

サービス利用時に支払う1割または2割の利用者負担額には、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額があり、その額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

【高額介護（介護予防）サービス費の支給状況】

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者（65歳以上）がいて、収入が1人の場合383万円以上、2人以上520万円以上の方 世帯の負担 （上限額）44,400円/月	件数			4,190	8,988	9,562
	金額 （円）			57,738,779	122,301,115	135,275,405
一般世帯 世帯の負担（上限額） 37,200円/月（29年7月まで） 44,400円/月（29年8月から）	件数	7,815	7,978	11,139	14,520	12,087
	金額 （円）	36,945,043	36,721,657	112,650,461	193,303,262	161,530,920
世帯全員の住民税が非課税 個人・世帯の負担 （上限額）24,600円/月	件数	8,011	8,912	9,516	10,149	11,214
	金額 （円）	51,538,704	58,818,536	62,079,512	65,664,677	77,837,259
世帯全員の住民税が非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方、または老齢福祉年金受給している方等 個人の負担 （上限額）15,000円/月	件数	35,691	37,313	38,187	38,388	39,178
	金額 （円）	440,029,508	455,994,604	458,562,743	468,083,375	488,587,813
世帯全員の住民税が非課税で生活保護を受給されている方等 個人の負担 （上限額）15,000円/月	件数	6,005	6,167	6,676	7,381	7,668
	金額 （円）	60,263,123	65,253,562	69,841,329	76,756,775	81,922,179
合 計	件数	57,522	60,370	69,708	79,426	79,709
	金額 （円）	588,776,378	616,788,359	760,872,824	926,109,204	945,153,576

※ 平成27年8月から、現役並み所得者の区分が新設されました。

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 課税年金収入とは、住民税がかからない収入（障害年金・遺族年金・恩給）を除いた、老齢・退職年金をさします。

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額分は申請により、あとから支給されます。

【高額医療合算制度における世帯の負担限度額（年額）】

所得区分 (※賦課基準額)	国保・健康保険など+介護保険 (69歳までの人)		所得区分 (※課税所得)	国保・健康保険 など+介護保険 (70～74歳の人)		後期高齢者医療 制度+介護保険 (主に75歳以上の人)
	平成27年7月まで	平成27年8月から				
上位所得者 (901万円超)	176万円	212万円	現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	67万円		67万円
上位所得者 (600万円超)	135万円	141万円				
一般 (210万円超)	67万円	67万円	一般 (課税所得 145万円未満)	56万円		56万円
一般 (210万円以下)	63万円	60万円				
低所得者 (住民税非課税)	34万円	34万円	低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	31万円	31万円
				Ⅰ	19万円	19万円

※ 賦課基準額の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です。世帯全員の所得で判定します。

※ 課税所得の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円以外の控除も差し引いた額です。世帯全員の所得で判定します。

○低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税の方です。

○低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準（年金収入 80 万円以下等）を満たす方です。

【高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況】

所得区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
現役並み 所得者	件数	98	428	410	413	750	
	金額(円)	3,247,406	17,124,256	17,578,568	16,037,856	52,234,230	
一般	件数	80	267	318	357	576	
	金額(円)	2,285,362	7,301,509	8,188,848	9,650,084	17,809,770	
低所得者	Ⅱ	件数	195	645	733	798	842
		金額(円)	6,117,963	21,817,880	25,013,441	26,866,594	29,474,653
	Ⅰ	件数	719	2,225	2,281	2,332	2,443
		金額(円)	21,660,169	74,335,886	75,754,489	75,302,587	80,112,743
合計	件数	1,092	3,565	3,742	3,900	4,611	
	金額(円)	33,310,900	120,579,531	126,535,346	127,857,121	179,631,396	

(3) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【利用者負担額の減免状況】 (単位：件)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
減 額	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免 除	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
合 計	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

(4) 特定入所者介護 (介護予防) サービス費

低所得の方が介護保険施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設) と (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護を利用した場合の食費・居住費 (滞在費含む) について、所得に応じた負担限度額が設定されています。

負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

【食費・居住費の自己負担額 (負担限度額) 減額件数の状況】 (単位：件)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活保護受給の方または世帯全員の住民税が非課税で本人が老齢福祉年金受給の方	食 費	237 (0)	252 (0)	256 (0)	245 (0)	226 (0)
	居住費	237 (0)	252 (0)	256 (0)	245 (0)	226 (0)
世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が 80 万円以下の方	食 費	2,104 (24)	2,123 (23)	1,278 (14)	499 (9)	491 (7)
	居住費	2,104 (24)	2,123 (23)	1,278 (14)	499 (9)	491 (7)
世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が 80 万円を超える方	食 費	691 (2)	731 (3)	429 (0)	1,100 (8)	1,112 (11)
	居住費	691 (2)	731 (3)	429 (0)	1,100 (8)	1,112 (11)
合 計	食 費	3,032 (26)	3,106 (26)	1,963 (14)	1,844 (17)	1,829 (18)
	居住費	3,032 (26)	3,106 (26)	1,963 (14)	1,844 (17)	1,829 (18)

※ 各年度 3 月末日時点の数値です。また、() 内は第 2 号被保険者の件数です (再掲)。

※ 平成 27 年 8 月から以下の①②の要件全てに該当する場合には、軽減の対象になります。

①所得要件 住民税非課税世帯の方

②資産要件 「預貯金額等」単身で 1,000 万円以下、夫婦で 2,000 万円以下の方

※ 平成 28 年 7 月まで、年金収入額は課税年金が対象でしたが、平成 28 年 8 月から、非課税年金等 (障害年金や遺族が受ける恩給や年金) も年金収入額の対象に含まれました。

(5) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、住民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況】（単位：件）

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
減 額	20	11	7	2	1
免 除	5	5	4	2	2
合 計	25	16	11	4	3

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況】（単位：件）

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
世帯全員の住民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	食 費	14	9	7	2	2
	居住費	15	10	8	4	3
世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	食 費	37	23	18	13	11
	居住費	36	21	17	11	10
世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	食 費	8	8	7	4	3
	居住費	8	8	7	4	3
合 計	食 費	59	40	32	19	16
	居住費	59	39	32	19	16

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内において無利子で資金を貸付けます。

【高額介護サービス費等資金貸付の状況】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高額介護サービス費	件 数	0	0	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件 数	0	1	0	2	0
	金額 (円)	0	12,285	0	115,200	0
住 宅 改 修 費	件 数	6	5	4	4	3
	金額 (円)	569,293	599,220	303,300	508,992	474,380
合 計	件 数	6	6	4	6	3
	金額 (円)	569,293	611,505	303,300	624,192	474,380

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(7) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）（区制度）

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

【住宅改修支援助成（ケアマネジャー等支援）の状況】

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	31	33	23	22	13
金額 (円)	62,000	66,000	46,000	44,000	26,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に軽減をする旨の申出を行ったサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。

対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況】

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
確認証発行件数	187	184	174	161	159
助成事業者数	82	70	76	90	86
金 額 (円)	4,097,017	3,235,387	3,037,810	3,352,670	3,309,096

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）

「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同一月の利用者負担額（介護費負担）の 2 分の 1 をあとから助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	1,414	1,307	1,298	1,404	1,250
金額 (円)	6,055,055	5,242,673	5,023,022	5,249,253	5,320,666

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(10) 家族介護慰労金事業

要介護 4 または要介護 5 の認定を受けた方を、次の支給要件に該当し、在宅で 1 年間介護している同居家族の方に、10 万円の慰労金を支給します。

< 支給要件 >

① 介護保険サービスを 1 年間利用していない場合（7 日以内のショートステイ利用を除く。

また、医療機関の入院期間が 3 か月以内であること。）

② 上記の介護保険サービスを 1 年間利用していない期間、要介護者及びその方を介護している家族が住民税非課税世帯であること。

【家族介護慰労金支給の状況】

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	1	0	0	0	0
金額 (円)	100,000	0	0	0	0

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(11) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の住民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、利用者負担上限額を月額 3,000 円とし、それを超えた分について区が助成します。

【介護保険サービス利用者負担額助成の状況】

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	131	117	100	86	109
金額 (円)	1,297,123	1,128,013	1,012,184	947,563	1,244,469

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

5 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業は、多様な地域資源を活用し、適切なサービスを実施する「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての高齢者を対象として行う「一般介護予防事業」で構成されます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

杉並区では、平成 28 年 4 月から介護予防・生活支援サービス事業を開始しました。要支援認定者等の介護予防給付の訪問介護と通所介護は、平成 28 年度中に順次介護予防・生活支援サービス事業の介護予防事業（訪問型・通所型）に移行終了し、地域の実情に応じた多様なサービスとして、運用基準を緩和した自立支援事業（訪問型・通所型）、短期集中予防サービス（訪問型・通所型）とともに、対象者の介護予防・自立支援を目的に実施しました。

① 介護予防事業・自立支援事業

サービス種類		平成 28 年度	平成 29 年度
訪問型サービス	介護予防訪問事業	11,079 件	22,514 件
	自立支援訪問事業	600 件	725 件
通所型サービス	介護予防通所事業	13,297 件	27,842 件
	自立支援通所事業	283 件	590 件

② 短期集中予防サービス

要支援認定者等の身体機能や生活行為の改善に向けて、専門職が短期間集中的にサービスを提供し、自立した生活の支援を行います。

サービス種類		平成 28 年度		平成 29 年度	
		参加 (実人員)	プログラム実施 (延回数)	参加 (実人員)	プログラム実施 (延回数)
訪問型短期集中 プログラム		26 人	121 回	24 人	140 回
通所型短期集中 プログラム	生活行為向上 プログラム	19 人	126 回	15 人	151 回
	運動器機能向上 プログラム	36 人	169 回	58 人	185 回

③ 介護予防ケアマネジメント

平成 28 年 4 月より、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型）のみの利用者に係るケアプラン作成については、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ順次移行し平成 29 年度からは完全実施しました。

【介護予防ケアマネジメントプラン作成費支払実績】

年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支払件数	14,786 件	29,385 件

(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業）

介護予防の普及啓発や地域の介護予防活動への支援を強化し、高齢者が継続して地域で介護予防に取り組めるよう介護予防事業を実施しています。

① 介護予防講演会・講座・教室

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延 回 数	160 回	209 回	56 回	503 回	497 回
参加者延人数	8,639 人	7,735 人	7,265 人	7,313 人	9,029 人

② 足腰げんき教室

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教 室 数 (延回数)	40 教室 (155 回)	40 教室 (156 回)	36 教室 (160 回)	40 教室 (160 回)	30 教室 (119 回)
参加実人数 (延人数)	532 (1,801 人)	503 (1,718 人)	554 (1,949 人)	554 (1,839 人)	411 (1,412 人)

③ 65 歳からの口の健康と栄養満点教室（平成 28 年度から実施）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
教 室 数 (延回数)	5 会場 (15 回)	5 会場 (15 回)
参加実人員 (延人数)	78 (213 人)	68 (188 人)

※ 平成 27 年度実施していた「口から始める栄養満点教室」の内容を変更して実施（試食あり）

④ 認知症予防講演会

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
講演会回数	4 回	4 回	2 回	2 回	2 回
参加実人数	378 人	393 人	138 人	355 人	233 人

⑤ 認知症予防教室

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教 室 数	5 教室	5 教室	6 教室	6 教室	6 教室
参加実人数	103 人	111 人	133 人	106 人	116 人

⑥ 介護予防・認知症予防のためのウォーキング（講座・教室等）

認知症予防に効果があると言われていた有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベントを開催しています。

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教 室 数	107 回	106 回	102 回	110 回	111 回
参加延人数	7,934 人	7,719 人	7,076 人	7,535 人	7,311 人

⑦ わがまち一番体操

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会場数 (延べ回数)	16 会場 (275 回)	22 会場 (424 回)	24 会場 (444 回)	25 会場 (470 回)	28 会場 (519 回)
参加延人数	4,350 人	7,969 人	9,284 人	10,289 人	11,820 人

⑧ 栄養満点サロン

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会場数 (延べ回数)	5 会場 (38 回)	5 会場 (50 回)	6 会場 (66 回)
参加延人数	381 人	598 人	686 人

⑨ 地域ささえ愛グループ支援

加齢や病気などにより閉じこもりがちな高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るため、介護予防を目的に活動を行っているグループに対し、必要に応じてスタッフ派遣や各種相談等の支援を行っています。

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
グループ数	79	80	78	75	75
活動回数	1,938 回	1,974 回	1,853 回	1,763 回	1,845 回
参加者延人数	23,272 人	23,555 人	21,407 人	20,218 人	19,704 人

⑩ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防について正しい知識を持ち各事業で活動し、地域での介護予防の普及にあたる人材を育成しています。

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防サポーター (登録者数)	122 人	136 人	107 人	108 人	105 人
ウォーキングリーダー (登録者数)	69 人	80 人	83 人	95 人	95 人
介護予防地域リーダー (登録者数)	38 人	45 人	59 人	72 人	71 人

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し杉並区介護保険条例で定めています。平成27年度から平成29年度までの保険料額は基準年額を68,400円（第5段階）とし、下表のとおり14段階の保険料を設定しています。

【保険料額（平成27年度～平成29年度）】

段階	対象者	保険料
第1段階 基準年額×0.44	生活保護受給の方 世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方又は本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年30,000円 （月2,500円）
第2段階 基準年額×0.65	世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	年44,400円 （月3,700円）
第3段階 基準年額×0.78	世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年53,400円 （月4,450円）
第4段階 基準年額×0.84	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年57,600円 （月4,800円）
第5段階 基準年額	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	年68,400円 （月5,700円）
第6段階 基準年額×1.07	本人が住民税課税の方（合計所得金額125万円未満）	年73,200円 （月6,100円）
第7段階 基準年額×1.20	本人が住民税課税の方 （合計所得金額125万円以上200万円未満）	年82,200円 （月6,850円）
第8段階 基準年額×1.40	本人が住民税課税の方 （合計所得金額200万円以上300万円未満）	年96,000円 （月8,000円）
第9段階 基準年額1.61	本人が住民税課税の方 （合計所得金額300万円以上500万円未満）	年109,800円 （月9,150円）
第10段階 基準年額×1.86	本人が住民税課税の方 （合計所得金額500万円以上700万円未満）	年127,200円 （月10,600円）
第11段階 基準年額×2.11	本人が住民税課税の方 （合計所得金額700万円以上1,000万円未満）	年144,600円 （月12,050円）
第12段階 基準年額×2.32	本人が住民税課税の方 （合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満）	年158,400円 （月13,200円）
第13段階 基準年額×2.54	本人が住民税課税の方 （合計所得金額1,500万円以上2,500万円未満）	年174,000円 （月14,500円）
第14段階 基準年額×2.70	本人が住民税課税の方（合計所得金額2,500万円以上）	年184,800円 （月15,400円）

※ 保険料率は小数点第三位で四捨五入しています。

【保険料段階に対する第1号被保険者の人口割合(平成29年度)】

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
人口割合	18.35%	5.59%	5.28%	13.24%	8.21%	11.35%	11.69%
段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
人口割合	9.33%	8.06%	2.87%	1.97%	1.58%	1.20%	1.31%

※ 人口割合は3月31日現在の第1号被保険者数を基に算出しています。

② 保険料の納付方法

受給している年金(老齢福祉年金を除く。)が年額18万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収(特徴)となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収(普徴)になります。

【保険料収納状況(決算額)】

(単位:円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)	不納欠損額
25	特別徴収	6,329,915,460	6,338,064,540	8,149,080	100.00%	0	0
	普通徴収	1,015,752,650	884,547,810	1,377,910	86.95%	132,582,750	0
	合計	7,345,668,110	7,222,612,350	9,526,990	98.20%	132,582,750	0
	滞納繰越分	238,529,990	60,417,650	83,390	25.29%	178,195,730	59,155,710
26	特別徴収	6,579,115,560	6,587,442,789	8,327,229	100.00%	0	0
	普通徴収	1,023,021,290	895,408,516	1,517,830	87.38%	129,130,604	0
	合計	7,602,136,850	7,482,851,305	9,845,059	98.30%	129,130,604	0
	滞納繰越分	251,055,400	61,438,550	205,180	24.39%	189,822,030	69,563,840
27	特別徴収	7,404,285,950	7,413,358,580	9,072,630	100%	0	0
	普通徴収	1,095,914,450	956,674,170	1,517,910	87.16%	140,758,190	0
	合計	8,500,200,400	8,370,032,750	10,590,540	98.34%	140,758,190	0
	滞納繰越分	247,711,384	59,676,560	141,430	24.03%	188,176,254	78,781,100
28	特別徴収	7,541,034,055	7,551,423,520	10,389,465	100%	0	0
	普通徴収	1,090,375,970	959,789,060	1,918,350	87.85%	132,505,260	0
	合計	8,631,410,025	8,511,212,580	12,307,815	98.46%	132,505,260	0
	滞納繰越分	250,092,784	62,412,804	182,260	24.88%	187,862,240	66,782,680
29	特別徴収	7,605,177,895	7,616,385,395	11,207,500	100%	0	0
	普通徴収	1,100,779,330	979,308,080	1,856,240	88.80%	123,327,490	0
	合計	8,705,957,225	8,595,693,475	13,063,740	98.58%	123,327,490	0
	滞納繰越分	253,146,010	70,538,290	150,070	27.81%	182,757,790	75,201,980

【保険料特別徴収・普通徴収納付の状況】

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
被保険者数(A)	113,568	116,275	118,017	118,971	119,886
特徴結果数(B)	94,707	98,254	99,247	102,150	103,055
普徴者数(A-B=C)	18,861	18,021	18,770	16,821	16,831
普徴口座振替数(D)	3,228	3,314	3,861	3,803	4,173
普徴納付書納付者数 (C-D=E)	15,633	14,707	14,909	13,018	12,658
Eの占める割合(E/A)	13.77%	12.65%	12.63%	10.94%	10.56%

※ 被保険者数(A)は、各年度3月末時点の数値です。

※ 特徴結果数(B)は、各年度2月引き落とし分の件数です。

※ 普徴口座振替数(D)は、各年度3月振替分の件数です。

③ 保険料の減免

(ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請により保険料が減免されます。

【保険料減免の状況】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	4	2	2	2	4
減免額 (円)	103,800	27,600	30,000	37,200	119,400
主な減免事由	災害等	災害等	災害等	災害等	災害等

(イ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第1段階から第3段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認められた場合、申請により保険料が減額されます。

【保険料減額の状況】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	478	541	396	367	331
減額 (円)	7,669,500	8,718,100	7,167,150	6,614,250	5,947,550

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

【参考】杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。

7 介護保険財政

保険給付に必要な費用は利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）保険料及び国・都・区の公費を財源としています。平成29年度の財源の負担割合（第6期計画、平成27年度～29年度）は次のとおりです。

【保険給付費の負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	22%	28%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

【地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費 負担割合】

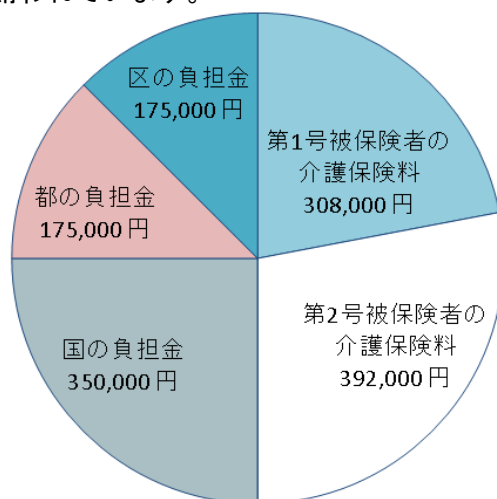
費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合		22%	28%	25%	12.5%	12.5%

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

【地域支援事業の包括的支援事業費 負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		22%		39.0%	19.5%	19.5%

平成29年度一人当たりの年間保険給付費 1,400千円（総給付費／要介護・要支援認定者数）は下記の円グラフに示す財源で賄われています。



【平成 29 年度決算額内訳（歳入）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳 入	保 険 料	8,384,741,000	8,666,231,765
	使用料及び手数料	1,000	1,800
	国庫支出金	8,797,517,000	8,499,161,154
	介護給付費負担金	6,609,964,000	6,341,218,355
	調整交付金	1,445,992,000	1,361,853,000
	地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	373,287,000	438,645,360
	地域支援事業交付金 （包括的支援事業・その他地域支援事業）	362,124,000	351,151,439
	介護保険事業費補助金	6,150,000	6,150,000
	介護保険災害臨時特例補助金	0	143,000
	支払基金交付金	10,958,088,000	10,020,455,796
	介護給付費交付金	10,420,037,000	9,610,577,000
	地域支援事業支援交付金	538,051,000	409,878,796
	都 支 出 金	5,900,680,000	5,503,893,423
	介護給付費負担金	5,484,723,000	5,087,057,000
	地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	233,305,000	241,260,704
	地域支援事業交付金 （包括的支援事業・その他地域支援事業）	182,651,000	175,575,719
	財政安定化基金交付金	1,000	0
	財 産 収 入	1,862,000	1,711,565
	繰 入 金	6,966,768,000	6,966,860,480
	介護給付費繰入金	4,651,802,000	4,651,802,000
	地域支援事業繰入金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	233,305,000	233,305,000
	地域支援事業繰入金（包括的支援事業）	156,771,000	156,771,000
	地域支援事業繰入金（その他地域支援事業）	249,874,000	249,874,000
	事務費等繰入金	693,607,000	693,607,000
	低所得者保険料軽減繰入金	77,008,000	77,100,480
	介護給付費準備基金繰入金	904,401,000	904,401,000
	繰 越 金	1,596,741,000	1,596,741,266
寄 附 金	1,000	0	
諸 収 入	27,268,000	26,168,662	
合 計	42,633,667,000	41,281,225,911	

【平成 29 年度決算額内訳（歳出）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	562,754,000	451,387,846	
	保険給付費	37,214,424,000	34,819,620,443	
		介護サービス等諸費	34,341,582,000	32,177,593,338
		介護予防サービス等諸費	898,254,000	860,998,719
		高額介護サービス費	947,311,000	945,153,576
		高額医療合算介護サービス費	182,256,000	179,631,396
		特定入所者介護サービス等費	798,152,000	617,059,934
		審査支払手数料	46,869,000	39,183,480
	基金積立金	751,929,000	751,929,000	
	地域支援事業	2,946,840,000	2,441,884,546	
		介護予防・日常生活支援総合事業	1,864,197,000	1,377,641,923
		包括的支援事業	640,016,000	631,215,209
		その他地域支援事業	437,904,000	429,944,314
		審査支払手数料	4,723,000	3,083,100
	諸支出金	1,020,021,000	1,020,007,876	
予備費	137,699,000	0		
合 計		42,633,667,000	39,484,829,711	

【平成 29 年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入	
科 目	割 合
介護保険料	20.99%
使用料及び手数料	0.00%
国庫支出金	20.59%
支払基金交付金	24.27%
都支出金	13.33%
財産収入	0.01%
繰入金	16.88%
繰越金	3.87%
諸収入	0.06%
合 計	100.00%

歳 出	
科 目	割 合
総務費	1.14%
保険給付費	88.19%
基金積立金	1.90%
地域支援事業費	6.19%
諸支出金	2.58%
合 計	100.00%

【平成 29 年度介護保険関係基金残高】

（平成 30 年 3 月末時点）

基 金 名	残 高
介護給付費準備基金	2,117,620,072 円

8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- ・ 杉並区介護保険事業計画に関すること
- ・ 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること
- ・ 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること
- ・ 区の介護施設等の整備に関する計画に関すること
- ・ 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること
- ・ その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること

【委員数】 22 人（根拠：杉並区介護保険条例、杉並区介護保険に関する規則、杉並区介護保険運営協議会運営要綱）

公募区民	区議会議員	学 識 経験者	保健医療 関係者	福 社 関係者	合 計
6	2	3	3	8	22

【開催実績】 平成 29 年度

回数	開催日	主 な 内 容
第 1 回	29 年 6 月 23 日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○杉並区老人福祉計画・介護保険事業計画の策定（案）について ○地域密着型サービス事業所の開設について ○地域密着型サービス事業所の開設等に関する運営協議会への議題提出の見直しについて <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第 7 期介護保険事業計画の検討状況について ○障害者の相談支援専門員の育成の取組について ○介護施設等の整備状況について ○地域包括支援センター（ケア 24）の平成 28 年度事業に係る事業評価及び平成 30 年度の事業委託について ○区内の地域密着型サービス事業所の指定等について ○区外の地域密着型サービス事業所の指定等について ○医療と介護の連携推進の取組及び在宅医療相談調整窓口の実績等について

第 2 回	29年8月25日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○杉並区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について ○地域密着型サービス事業所の開設について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内の地域密着型サービス事業所の指定等について ○区外の地域密着型サービス事業所の指定等について ○平成29年度在宅医療地域ケア会議実施結果（第1回目）と開催予定（第2回目）について
第 3 回	29年10月31日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○杉並区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について ○地域密着型サービス事業所の開設について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内の地域密着型サービス事業所の指定等について ○区外の地域密着型サービス事業所の指定等について ○平成29年度在宅医療地域ケア会議実施結果（第1回目）と開催予定（第2回目、第3回目）について ○刑事施設等に収容されている者に対する介護保険料の減免について
第 4 回	30年1月23日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○杉並区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について ○杉並区介護保険関係条例改正の概要について ○（仮称）杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について ○杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部改正について ○地域密着型サービス事業所の開設について ○地域包括支援センター事業評価部会の設置について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内の地域密着型サービス事業所の指定等について ○区外の地域密着型サービス事業所の指定等について

<p>第 5 回</p>	<p>30年3月27日</p>	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針等について ○地域密着型サービス事業所の開設について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○杉並区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について ○第7期介護報酬改定について ○平成29年度生活支援体制整備事業の報告と今後の取組について ○平成29年度認知症対策の報告と今後の取組について ○杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例について ○杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例について ○指定介護予防支援業務の委託等について ○区内の地域密着型サービス事業所の指定について ○区外の地域密着型サービス事業所の指定について ○平成29年度在宅医療・介護連携推進事業の取組実績について ○平成29年度在宅医療地域ケア会議実施結果及び総括について ○在宅医療・生活支援センターの開設について ○特別養護老人ホームエクレシア南伊豆の開設について
----------------------	-----------------	---

9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

【苦情・意見要望件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要介護認定	9	4	3	2	0
介護保険料	1	0	0	0	0
介護保険サービス供給量	1	0	0	0	0
介護事業者及び保険給付	88	35	39	69	59
そ の 他	80	104	102	67	44
合 計	179	143	144	138	103

【相談対応件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談者への説明・助言	96	54	44	47	24
当事者間を調整	39	19	27	51	29
他機関を紹介	11	10	16	3	3
そ の 他	33	60	57	37	47
合 計	179	143	144	138	103

【都国民健康保険団体連合会との調整及び都介護保険審査会への審査請求件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
東京都国民健康保険団体連合会との調整	2	2	0	1	0
東京都介護保険審査会への審査請求	2	2	0	0	0
合 計	4	4	0	1	0

10 介護サービス事業者への支援

(1) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

【研修実績】

(単位：回)

名 称	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護事業者研修	2	1	1	1	1
居宅介護支援事業者研修	2	2	1	8	8
通所介護・通所リハビリテーション事業者研修	2	2	2	2	2
介護職員スキルアップ研修	2	1	1	1	1
その他	—	—	—	1	1
合 計	8	6	5	13	13

(2) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、会議や研修などを実施します。

【地域ケア会議の開催】

主 催	内 容	回 数
地域包括支援センター (ケア 24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 多職種による課題の検討 ● ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援 	103

【ケアマネジメント支援】

主 催	内 容
地域包括支援センター (ケア 24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、精神障害、虐待、成年後見人等ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの助言 ● ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言

【ケアマネジメント研修】

名 称	内 容
ケアマネジメント 研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 発信！杉並の地域包括ケア ～人々が幸せになる杉並をつくるには～ ● アセスメント力をつけよう！～新人さんからベテランさんまで～ ● 高齢障がい者の支援を考えよう！ ～どうやってプランニングする？～ ● 事例検討会～視野を広げたマネジメント～ ● 認知症の方のアセスメント力をつけよう ● 成年後見制度とその利用について
高齢者虐待対応研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待とその対応（基礎） (1回開催) 対象：ケア24職員、居宅・訪問・通所介護事業者 ● 高齢者虐待対応における居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの連携 (1回開催) 対象：居宅介護支援事業者、ケア24職員 ● 高齢者虐待対応における事業者の役割 (1回開催) 対象：訪問・通所・訪問看護事業者

※ 高齢者虐待対応研修は、ケアマネジャー以外を対象としたものも含まれます。

(3) NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。※平成22年度以降、貸付の実績はありません。

(4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業

介護保険サービス事業所に勤務する介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、対象事業者へ非常勤職員健康診断費等を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成件数	22	23	24	19	20
金額(円)	667,327	835,796	822,128	627,564	572,882

(5) 就職面接会・相談会の実施

介護職員の確保支援を目的とし、ハローワーク、産業振興センター等と共同、東京都福祉人材センターの協力により、区内福祉施設・事業所が参加する就職面接会・相談会を実施しています。

【福祉の仕事 面接会・相談会の実施状況】

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加事業所（障害分野含む）	26	26	25	26	26
求 人 数	152	108	214	157	208
参加人数	74	54	62	56	39
延べ面接人数	40	85	91	80	73
採用人数	24	18	16	12	3

(6) 新規開設介護事業所の求人広告経費等補助金交付事業

平成28年度から、区内に新規に開設する介護保険サービス事業所の介護従事者の確保のために求人広告に要する経費を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成28年度	平成29年度
助成件数	2	2
金額(円)	689,580	739,328

(7) ICT機器等導入経費補助金交付事業

平成28年度から、夜間訪問する介護事業所に勤務する職員の職場環境を改善するためにICT機器等を導入した経費の一部を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成28年度	平成29年度
助成件数	5	5
金額(円)	1,649,678	2,157,840

(8) 介護職員初任者研修受講料助成事業

平成 29 年度から、不足する介護職員を確保するため、介護職員初任者研修の受講料の一部を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成 29 年度
助成件数	6
金額(円)	381,000

(9) 介護保険サービス事業者連絡会

介護保険制度改正について、全事業者を対象に説明等を行いました。

【事業者連絡会の実施状況】

日 時	平成 30 年 3 月 15 日		平成 30 年 3 月 16 日	
	午後 3 時	午後 6 時	午後 3 時	午後 6 時
サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 福祉用具貸与 ・ 福祉用具販売 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 特定施設入所者生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 認知症対応型通所介護 ・ 地域密着型通所介護
対象事業所数	178 事業所	225 事業所	115 事業所	254 事業所
参加事業所数	169 事業所	203 事業所	71 事業所	145 事業所
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 7 期介護保険事業計画について 2 集団指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実地指導報告及び運営指導について (2) 区に寄せられた苦情・相談について (3) 給付に関する事項について 3 第 7 期介護保険事業運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護報酬改定に伴う請求事務の留意点について (2) 介護報酬改定・運営基準等の改正について 4 その他連絡事項 			

11 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度から地域密着型サービスが創設され、区が指定を行うことになりました。

【地域密着型サービス事業者の区内事業所の指定状況】

(単位：所)

サービスの種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	2	2
夜間対応型訪問介護	1	0	0	0	1
地域密着型通所介護	—	—	—	5	12
認知症対応型通所介護	0	4	1	1	0
小規模多機能型居宅介護	1	0	2	1	0
認知症対応型共同生活介護	2	1	6	2	4
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1	0
合 計	5	5	9	12	19

12 介護サービス事業者の指導

(1) 実地指導等の状況

介護保険サービスの質の向上に向けて、区内に事業所を持つ介護サービス事業者の運営指導を行います。

【実地指導等の状況】

(単位：所)

サービスの種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護支援	25	16	15	13	13
介護予防支援	5	1	0	0	0
訪問介護	15	15	5	9	10
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
通所介護	20	15	13	3	5
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所生活介護（基準該当含む）	0	0	0	0	1
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	0	0	0	0	0
特定福祉用具販売	0	0	0	0	0
基準該当	0	0	0	0	0
老人福祉施設	0	0	2	0	1
老人保健施設	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	3	0	2
夜間対応型訪問介護	0	0	2	0	0
地域密着型通所介護	—	—	—	13	10
認知症対応型通所介護	1	9	6	0	1
小規模多機能型居宅介護	0	2	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	2	10	3	3	5
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	0	0	1
合 計	68	68	50	42	50

(2) 集団指導

毎年、一定の場所に集めて指導することで、効率的に普及啓発を図ることができると思われる事項について集団指導を行っています。

平成29年度は居宅系・通所系など4つの種別に分けて開催し、参加事業所数は588事業所でした。

13 広報普及活動

介護保険の趣旨や利用方法について、区民に理解を深めてもらうため、冊子等の作成や、広報すぎなみ及び区ホームページを通じての広報活動を行っています。

また、「すぎなみフェスタ」に出展し、「介護の日（11月11日）」のPR活動や、高齢者福祉事業等の案内を行なっています。

【ちらし・パンフレット・冊子】

タイトル等	配布方法・配布場所
65歳到達者用パンフレット	65歳到達者へ郵送
介護保険制度周知用パンフレット（点字版・CD版あり）	第1号被保険者及び要介護・要支援認定を受けている第2号被保険者へ郵送
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
介護保険サービス事業者マップ	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援1・2の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
住宅改修の手引き	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布

【杉並区役所公式ホームページ】

掲載内容
<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度とは ○介護保険料について ○要介護認定 ○介護サービスの種類 ○区内介護保険サービス事業所を探す <ul style="list-style-type: none"> <外部リンク> 介護保険サービス事業者情報検索システム <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区内及び近隣のサービス事業者検索 ・事業所の空き情報 ○区内介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所を探す ○介護サービス利用料と軽減制度等について ○介護保険事業者の方向け情報 ○障害者控除対象者認定

14 介護保険制度のあゆみ

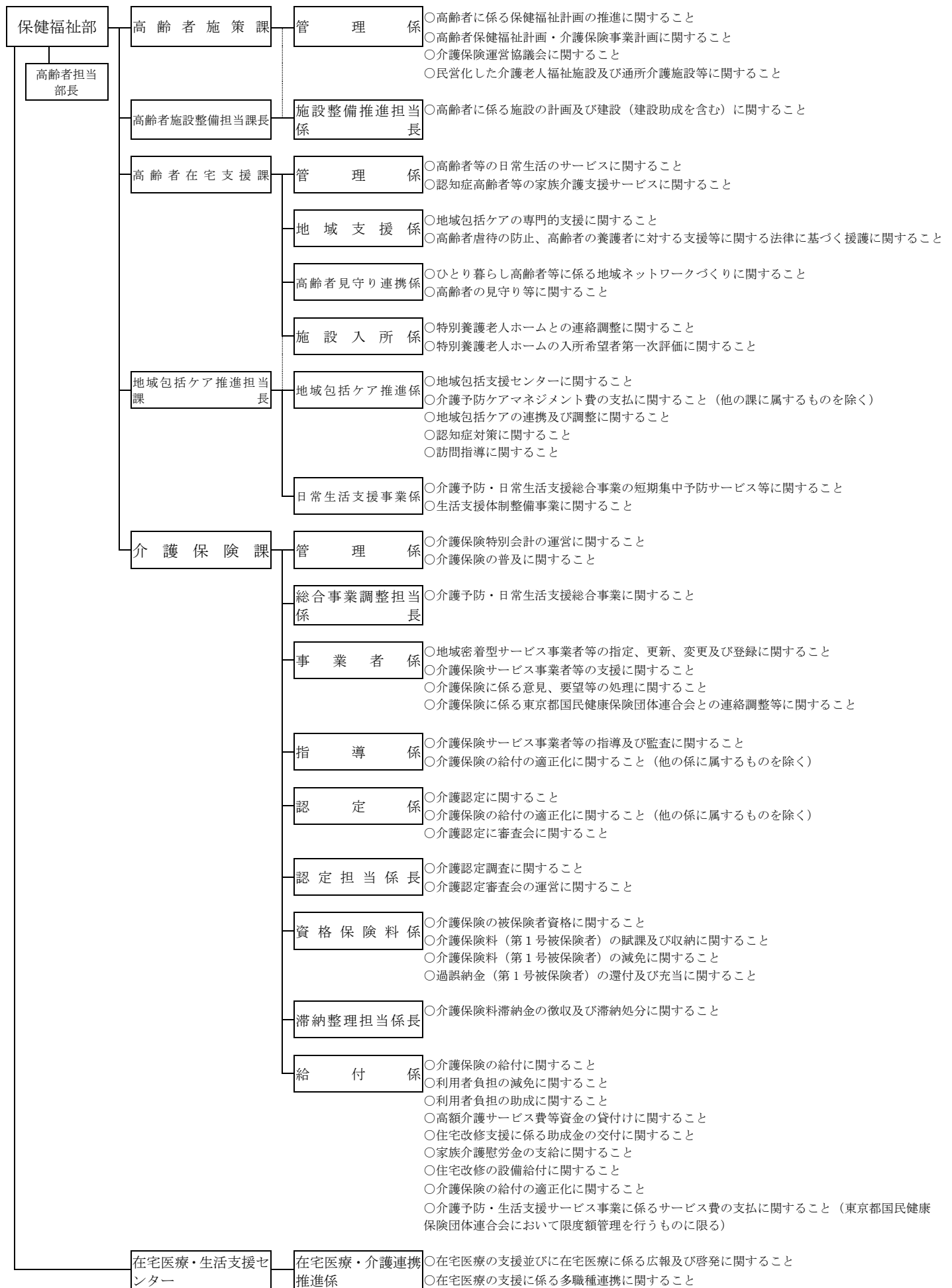
平成9年	12月	介護保険関連3法の公布（国）	
平成10年	4月	介護支援専門員に関する省令の公布（国）	
	12月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布（国）	
平成11年	3月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布（国）	
	4月	介護保険課を設置（区） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布（国）	
平成12年	2月	介護報酬単価の決定（国） 介護保険事業計画を策定（区）	
	4月	介護保険法の施行（国） 杉並区介護保険条例を施行（区） 介護保険運営協議会を設置（区）	
	平成13年	4月	家族介護慰労金事業を開始（区） 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始（区）
		10月	保険料本来額徴収を開始（区）（保険料基準月額 2,940円）
平成14年	1月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施（区）	
平成15年	3月	介護報酬の改定（国） 第2期介護保険事業計画の策定・公表（区）	
	4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定（区）	
	12月	介護給付費通知書を郵送（介護費用適正化特別対策事業）（区）	
平成18年	3月	介護報酬の改定（国） 第3期介護保険事業計画の策定・公表（区）	
	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） ・地域包括支援センター（ケア24）開設 ・介護予防サービスの新設 ・介護サービスの内容改定 ・地域密着型サービスの新設 ・保険者機能の強化 ・要介護認定調査項目の変更（79項目→82項目）	
		第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定（区）	
		地域支援事業の開始（国）	
		住所地特例対象施設の拡大（国）	
	10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始（国）	
	平成20年	10月	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成の実施（区）
	平成21年	3月	介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律の施行（国） 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付（国）
			第4期介護保険事業計画の策定・公表（区）

	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の改定 ・要介護認定調査項目の変更（82項目→72項目） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始（国） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,000円に改定（区） 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始（区） 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の実施（区）
平成23年	3月～	東日本大震災等により被災した介護保険の被保険者への対応について（国）
	6月	介護療養病床の廃止期限（平成24年3月）を猶予（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）
平成24年	3月	第5期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの推進 ・24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設 ・一定条件の下での介護職員等によるたんの吸引等の実施可能 ・都道府県の財政安定化基金を取崩し、介護保険料の軽減等に活用 ・社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正 ・介護報酬改定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で介護保険法及び老人福祉法に係る部分の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業者の指定基準等の条例委任 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,200円に改定（区）
	8月	社会保障と税の一体改革関連法が成立（国）
平成25年	4月	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区）
	12月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立（国）
平成26年	6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）が成立（国）
平成27年	3月	第6期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ・予防給付のうち訪問介護・通所介護を地域支援事業に新設する「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行 ・特別養護老人ホームの新規入所対象者を原則要介護3以上に限定 ・低所得者の保険料の軽減割合を拡大 ・多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ

		<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（マイナス 2.27%） ・住所地特例対象施設の拡大（サービス付き高齢者向け住宅のうち食事の提供などのサービスを提供し、有料老人ホームに該当するものに適用） <p>第1号被保険者の介護保険料基準月額を 5,700 円に改定（区）</p> <p>杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の施行（区）</p> <p>杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区）</p> <p>杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行（区）</p>
	8月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げ ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の適用要件に「預貯金」と「配偶者の所得」を追加 ・特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ ・高額介護サービス費の利用者負担上限額に「現役並み所得者」を追加
平成 28 年	4月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施 ・地域密着型通所介護の創設
	8月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件に「非課税年金（障害年金・遺族年金）」を追加
平成 29 年	4月	介護保険事務業務委託開始（区）
	6月	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律公布（国）</p> <p>介護保険料のコンビニエンスストア収納を開始（区）</p>
	8月	<p>介護保険高額介護サービス費（一般世帯）の基準を変更（国）</p> <p>特別養護老人ホーム入所希望者実態調査を実施（区）</p>
	11月	第7期介護保険事業計画（案）の作成（区）
	12月	<p>第7期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区）</p> <p>介護保険制度改正の住民説明会を開催（区）</p>
平成 30 年	3月	第7期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院の創設 ・共生型サービスの開始 ・介護報酬改定（プラス 0.54%）

	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者の指定基準等の条例委任
	第1号被保険者の介護保険料基準額を6,200円に改定（区）
	杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の施行（区）
6月	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行（区）
8月	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）
	<ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得者の利用者負担を3割に引き上げ
	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行（区）

平成 30 年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）



平成30年度版 すぎなみの介護保険 （平成29年度実績）

平成30年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL(03)3312-2111(代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

30-0031

